

大阪市監査委員 足 高 将 司
同 広 岡 一 光
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 20 年 11 月 4 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市平野区喜連東連合振興町会（以下「当該連合」という。）の会長は、喜連東のコミュニティ広場に、平成 18 年及び 19 年の 2 年にわたり桜の苗木を植樹したとして、大阪市地域振興活動補助金の交付を区地域振興活動事業のうちの当該連合活動として受けた。しかし、この補助金は手続上も不備であり、実態上も虚偽の申請等を行ったものである。市担当者らは書面上のチェックも事業の履行確認も怠り、違法不当に交付された補助金により市に損害を生じさせたまま今日まで放置されている。

違法の事実は次のとおりである。

(1) 補助金交付の事実

当該連合は、平成 18 年度地域振興活動のコミュニティづくり事業として、運動会と女性部研修会を計画し 463,870 円の補助金を申請した。しかし、所定の手続を経ずして、広場への桜の植樹に変更して同額の補助金を受けた。

ところが、平成 19 年度の地域振興活動のコミュニティづくり事業として、当初はふれあい桜花祭として補助金の交付申請をし、なんら所定の変更手続を経ずして桜の植樹を行ったとして 581,580 円の補助金交付を受けている。

しかも、19年6月に植樹されたとして業者の請求書と領収書、写真が添付されているが、19年6月に植樹されたことを証するものとは認められない。少なくとも581,580円は実態のない事業に交付されたもので、全額返還されるべきである。

(2) 交付手続の不備

上記補助金は交付要綱に定められた補助金受給のための文書（変更届、植樹を証明する関係書類、支出を証する内訳や領収書等）を備えず、担当職員が現場を確認したうえで補助金の実績報告書を認めた形跡もない。市は補助金交付のチェックを怠り、関係書類不備のままに補助金を交付し、市に損害を生じさせて今日までその回復及び是正を違法に怠っている。

(3) 植樹の実際

桜の苗木が植樹されていることは現にコミュニティ広場で確認できるものの、平成18年度に植樹された本数、日時や植樹工事の詳細を証明する文書・資料などは存在せず、苗木の育ち方などからも18年12月と19年6月の二度にわたって植樹されたとは考えられない。添付の写真は19年5月撮影のものであるから、それ以前の植樹であると思われる。植樹を証明する資料は、18年12月6日付けのA社の1,000,000円の領収書が添付されているのみであり、いかにずさんな補助金交付がなされているかが証明されている。19年度もまた桜が植樹されたとして業者の請求書内訳には16本（1本18,000円）の費用が計上されているが、18年に植樹した桜との同異が不明である。

また、18年12月2日付けの当該連合と社協役員合同会議の議案書4には、「桜植樹の件について（植樹は12月中旬頃の予定です）植樹代金20,000円、12月20日までに事務局に」と記載されている。補助金以外に各町会から2万円を徴収していることがわかる。

(4) 担当職員の責務

平成19年の補助金は計画としては「桜花祭」として補助金申請がなされているが、実際は「桜の植樹」に対して補助金が交付されている。18年に植樹されていることや、広場の面積は、毎年20本で計40本の桜を植えるスペースはない。少なくとも19年の補助金はすべて虚偽の申請に基づくものであり、添付されている業者の請求書や領収書も疑わしい。添付された業者の見積書・請求書、領収書に記載された業者は記載住所で確認できず、見積書に記載された「散水装置」も現認できない。

補助金交付にあたって、2年にわたり桜が植樹されていることが補助金申請書面上は明白であるにもかかわらず、書類上のチェックもされず、証明資料も不備なままに補助金交付を認めた市担当者の職務遂行責務は重い。このような内容のもとに、支出決議書、支出命令書など市が作成し、公金支出が数度にわたり安易に実行され

ていることは、公金への認識や公務員としての認識に欠ける根本的な問題である。

(5) コミュニティ広場の管理・運営

桜の植樹だけでなく、この広場自体の管理・運営も当該連合の会長兼社協会長が独占し、平素はフェンスの出入り口を施錠し、自分の意のままに使用を認めたり拒否したりしている。費用徴収も公平でなく、徴収金の収支報告も行われていない。補助金の不正だけでなくコミュニティ広場の利用が目的を逸脱し、地域住民に公平に役立っているとはいえない。早急に改善・是正させる必要がある。市長への措置請求には広場の独占管理を正常に改めさせることも求めたい。

以上、市長は市の損害を回復させるため、不正な手続により違法に交付された補助金を取消し、返還させるなど、担当者の処分を含め必要な措置を行う必要がある。よって監査委員に対し市長への勧告及び措置等を求める。

事実証明書・平成 18、19 年度の地域振興活動補助金交付関係文書

- ・当該連合会議の平成 18 年 12 月議案書
- ・コミュニティ広場の現場写真
- ・大阪市地域振興活動補助金交付要綱（平成 19 年 6 月 12 日施行）

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

2 請求の受理

本件請求は、平成 18、19 年度の平野区喜連東に係る地域振興活動補助金について、本市職員等が申請内容や実績報告等のチェックを怠るなど、注意義務に反した違法不当な公金の支出（精算）があったとしてなされたものと解される。

本件請求で問題とされている支出（精算）については、平成 19 年度分の精算を除き、既に 1 年の住民監査請求期間を経過している。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

請求人は、期間徒過の正当理由について、何ら主張していないが、当該支出（精

算)は、公然となされ、情報公開請求等によれば、支出(精算)の時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、支出(精算)後1年を経過しているものについては、法第242条第2項ただし書に規定する期間徒過についての正当な理由があるとは認められない。

したがって、平成19年度分の精算について、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成19年度の平野区喜連東に係る地域振興活動補助金について、請求人の主張する事由から、本市職員等による違法不当な公金の支出(精算)があったか否か。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成20年11月20日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、「桜植栽20,000円の領収書の写し3枚(領収書発行元:A社、宛先:地域振興第5、6、13町会、平成18年12月15、18、19日付け)」、「1階エアコン2機500,000円の領収書の写し(領収書発行元:B社、宛先:喜連東老人憩の家、平成17年6月30日付け)及び出金伝票の写し(エアコン2機)」、「820,000円の領収書の写し(領収書発行元:B社、宛先:喜連東老人憩の家、平成18年3月24日付け)及び出金伝票の写し(憩の家駐車場)」、「喜連東連合振興町会の平成18、19年度の収支決算報告書」、「平成20年11月14日撮影喜連東コミュニティ広場等の写真3枚」の提出がなされた。

請求人からの請求の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・平成18、19年度の当該連合の決算報告書では、収入項目に補助金が記載されているが、支出項目に桜植樹の記載はない。
- ・区の担当者が補助金実績報告書を十分に確認せず、怠っていたわけであるから、そこをきっちり見てほしい。

3 監査対象局の陳述

平成20年12月8日に市民局、平野区役所を監査対象局とし、市民局長、平野区長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 現地調査

平成20年11月21日に現況確認調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 補助金の根拠規定

法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされている。また、本市においては、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、平成18年4月1日施行）を定めており、その主な内容は、次のとおりである。

ア 目的等

この規則は、別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とするとされている。また、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の遂行に関する報告を求めることができる。

イ 補助金等の交付の決定

市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則に違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

ウ 補助金等の額の確定等

市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

エ 取消し

市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

オ 返還

市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定め

て、その返還を求めるものとする。

カ 加算金

補助事業者は、補助金等の返還を求められたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

(2) 地域振興活動補助金の概要等

ア 大阪市地域振興活動補助金交付要綱 (以下「要綱」という。平成 19 年 6 月 12 日施行)

要綱の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 目的

コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う本市各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し補助金を交付する。

(イ) 対象経費等

補助対象事業は、コミュニティづくりに関する事業、その他地域の活性化につながる事業等であり、市の補助金を受けている事業、営利を目的とする事業等は補助対象としないとされている。

補助対象経費は、報償費、印刷製本費、消耗品費等とされ、地域振興会会員に対する報償費や見舞金等の交際費は、補助対象とならないとされている。補助率は、補助対象経費の総額の 3 分の 2 を上限とし、補助金額の上限は予算の範囲内で、区地域振興会、当該年度 4 月 1 日現在組織を構成する連合振興町会数、振興町会数及び推定世帯数等に各活動単位ごとの単価 (区が 1,500,000 円、1 連合振興町会あたり 50,000 円、1 振興町会あたり 15,000 円、1 世帯あたり 50 円) を乗じた金額とする。

(ウ) 補助金交付の条件

市長は、補助金の交付を決定する場合には、「申請書記載の目的にのみ充当すること」、「補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、大阪市地域振興活動補助事業等の変更承認申請書(様式第 2 号)を提出し、市長の承認を受けること。」等の条件を付するものとする。

(エ) 取消し、返還

市長は、助成金の交付決定を通知した後、申請書及びその添付書類等に虚偽

の事実を記載した場合や補助事業者が補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付内容またはこれに付した条件その他法令、補助金規則に違反した場合は、補助金交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を変更することができることとし、すでに交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(オ) 実績報告

補助金の交付を受けたものは、事業が完了したときは、事業の実績について事業完了後 10 日以内に地域振興活動補助事業実績報告書に、補助事業実績報告書、補助事業収支決算書、領収書等使途のわかるものの写し等を添えて市長に報告しなければならない。

(カ) 補助金額の確定等

市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域振興活動補助金確定通知書により、当該事業者に通知しなければならない。また、市長は、申請者に対し必要に応じて立入検査を行うことができる。

イ 手続の概要

申請、交付手続は、平成 19 年 7 月 31 日に平野区地域振興会の会長が市長あてに、当該地域のふれあい桜花祭（3 月）等も含む区全体の事業計画書、事業予算書、平野区地域振興会々則を添付した補助金申請書（補助申請金額は、11,351,000 円）を提出し、本市（平野区役所）が審査のうえ、平成 19 年 8 月 22 日に交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

各連合振興町会への補助金は、平野区地域振興会の会長から世帯数や町会数によって配分され、当該連合へは、581,580 円が交付されていた。

事業実績報告は、平成 20 年 3 月 31 日に平野区地域振興会の会長が、市長あてに事業報告書、事業決算書（市補助金収入 11,351,000 円、その他収入 17,567,855 円の合計 28,918,855 円、支出合計 28,918,855 円（うち市補助金支出 11,351,000 円））、領収書等使途のわかるものの写し等が添付され、補助金交付額 11,351,000 円の実績報告書が提出されていた。

当該連合分については、当該地域の連合町会桜広場の桜植樹に係る請求書（内訳明細あり）、領収書及び現地写真が添付された収支報告書等が提出されていた。

また、補助金確定通知書（補助確定金額 11,351,000 円）は、平成 20 年 3 月 31 日に市長が、平野区地域振興会の会長あてに通知していた。

ウ 関係機関の役割

区地域振興会が本市に補助金の交付申請を行い補助金の交付を受けた後、各連合振興町会へ世帯数や町会数で配分し交付する。実績報告書は、区地域振興会が各連合振興町会が行った収支報告書、領収書の写し等を取りまとめて市（平野区）に提出していた。

エ 区地域振興会

大阪市地域振興会組織要綱（昭和 50 年 3 月 29 日制定）によると、区地域振興会は、区内の連合振興町会をもって構成され、連合振興町会及び市地域振興会との連絡調整を図り、事業の計画、推進、助成にあたることを任務とされている。

(3) 補助金精算確定時の事務処理

ア 実績報告書での当該連合の事業内容

平成 19 年 6 月の当該連合桜広場桜植樹（コミュニティづくり事業）事業費は 899,000 円（財源：市補助金 581,580 円、町会費 317,420 円）とされ、次のとおりの資料が添付されていた。

(ア) 当該連合桜広場工事 599,000 円の請求書（内訳明細あり）及び領収書（発行元：B社、宛先：当該連合桜広場運営委員会、19年6月30日付け）の写し

工事内容（桜植樹 16 本、散水用水道設備など）

工事場所（喜連東 3 丁目地先）

(イ) 当該連合桜広場工事 300,000 円の請求書（内訳明細あり）及び領収書（発行元：B社、宛先：当該連合桜広場運営委員会、19年6月30日付け）の写し

工事内容（土壌改良・整地など）

工事場所（喜連東 3 丁目地先）

(ウ) 工事完了後の写真

なお、補助事業の精算確定に当たっては、区地域振興会から実績報告書、事業報告書、領収書等使途の分かるものの写し等を提出させて、補助事業が適切に実施され、補助金の交付目的が達成されているか、書面審査で確認していた。

当該連合に関する資料としては、事業報告書、収支報告書、領収書の写し、写真等が提出されており、補助金事務担当者は、これらの提出書類について書面審査を行い、当初計画（ふれあい桜花祭）とは違う事業であったが、事業の内容が補助金の交付趣旨に添うもので、当該実績報告書を真正なもの、適切なものと判断し、補助金等の確定行為を行っていた。補助金事務担当者は、特に不審な点もなかったため、現地調査までは行わなかった。

(4) 監査対象局による調査経過等

ア 請求等を受けてからの平野区役所の調査等（20年10月末から12月中旬）

（ア）喜連東コミュニティ広場の現地調査（10月30日、11月10日など）。

現地にて、桜20本、散水用水道設備など事業報告書等で報告されたものが、現在、存在することを確認した。これらが、どの時期に誰の負担で整備されたかまでは分からなかった。

（イ）当該連合の関係資料との照合

別の住民監査請求で入手していた平成19年度の当該連合振興町会の決算書では、補助金は収入の部で計上されているが、補助金の事業報告書等で報告されている事業の支出が見当たらなかった。

19年度 連合町会の決算書 収入の部 大阪市補助金 581,580円

（地域振興活動補助金 581,580円）

（ウ）当該連合関係者（連合町会長、工事業者）からの聞き取り

聞き取り内容は次のとおりである。

A 連合町会長の主な供述内容（10月30日、11月4・5・10日）

- ・事業は、年度内には実施していないが、ふれあい桜花祭は20年4月に実施した。
- ・当該連合の決算書に補助事業の支出が見当たらないことについては、支払を自分のポケットマネーで立替払をしており、当該連合には未だ請求していないからである。

B B社代表者の主な供述内容（11月10日）

- ・当社は、個人企業で、会社の所在地は、領収書に記載のある住所で、住宅兼用となっている。

C その他

広場の使用承認について、用地の所管局である都市整備局に照会したところ、市営住宅の中の広場であり、喜連東コミュニティ広場運営委員会に対して、コミュニティ広場として使用承認しているとの回答を得た。また、広場の独占使用や利用料の徴収について、運営委員会委員長でもある当該連合の会長に問い合わせると、「広場については、無断駐車などのおそれがあるので、一般住民に開放していない。また、広場の利用時に利用料は徴収していない。」との回答を得ている。

（エ）補助金の取消し等

平成20年12月11日付けで平野区役所は、補助金の適正な執行が確認できなかったとして、大阪市長名で平野区地域振興会の会長あてに、平成18、19年度に交付した地域振興活動補助金のうち当該連合分（平成18年度463,870円、平成19年度581,580円の合計1,045,450円）について、取消し及び返還

の通知を行い、12月17日付けで1,045,450円が平野区地域振興会から本市へ返還され、また、加算金として12月22日付けで125,119円が本市に納入された。

2 監査対象局の陳述内容等

(1) 市民局

今回提出された住民監査請求における地域振興活動補助金に関する指摘内容については、調査の結果、報告時における区役所の審査の際に一部手続上の不備があったことが判明し、誠に遺憾であると考えている。

一方で、提出された事業実績報告書が実態に基づかないことも判明したので、要綱第10条第1項第1号に該当し、相手方に対して交付決定を取り消し、返還を求めることとした。

また、大阪市補助金等交付規則第19条の規定により、請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金等の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を本市に納付するよう求める。

区における審査の際の手続上の不備等、前回、前々回の住民監査請求における監査委員の意見を踏まえ、あらためて各区に対し、団体への指導、審査の際のチェック方法などを具体的に指導した。

地域振興活動補助金については、平成18年度から各区地域振興会からの交付申請に基づき区役所が交付決定を行っている。

補助の目的は、要綱第2条において、コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う大阪市各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し補助金を交付することとしている。

補助対象事業については、要綱第3条において、①コミュニティづくりに関する事業、②福祉・健康に関する事業、③安心して快適なまちづくりに関する事業、④環境美化に関する事業、⑤その他地域の活性化につながる事業としており、補助率については、18年度は上限を定めた全額補助、19年度は上限を定めた3分の2補助としている。

補助対象経費は、報償費、印刷製本費、消耗品費、諸団体への助成金等としている。

各区においては、各区地域振興会からの事業計画等を添付した申請に基づき各区役所が交付決定を行い、各区地域振興会に概算払により補助金を交付することとしている。

事業終了後、事業報告書（19年度は事業実績報告書）、決算書（19年度は収支

決算報告書、領収書等使途のわかるものの写し等添付) を区地域振興会が区役所に提出し、区役所は提出された事業報告書(19年度は事業実績報告書)、決算書(19年度は収支決算報告書、領収書等使途のわかるものの写し等添付)を審査及び必要に応じて行う現地調査等により確認し、交付金確定通知書を区地域振興会に通知することとしている。

補助金の交付の条件として、要綱第7条第1項において、補助事業の内容、経費の配分又は執行計画に大幅な変更を行う場合においては、変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けることになっている。第3条の事業項目が変更される場合には変更承認申請書を要するものである。

補助金の交付決定の取消し又は返還については、要綱第10条で定めており、第1項に「市長は、補助金の交付決定を通知した後、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を変更することができることとし、すでに交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。」としている。第1号において、「申請書及びその添付書類等に虚偽の事実を記載した場合」、第2号において、「補助事業者が補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付内容またはこれに付した条件その他法令、補助金規則に違反したとき」と定めている。

なお、第2項において、「市長は第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を変更したときは、速やか(19年度は違反が判明した日から10日以内)に大阪市地域振興活動補助金交付決定取消書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。」としている。

(2) 平野区役所

平成18年度の補助金については、区内22連合振興町会から提出された事業計画書と収支予算書をひとつに取りまとめ、これを添付した、総額11,515,000円の補助金申請書が平成18年5月31日に、平野区地域振興会長から平野区長に提出された。

この金額は、区の地域振興会の規模に応じて、あらかじめ予算の範囲での上限額として、市民局から区に示されていたものである。この22連合の中のひとつである当該連合については、「10月の運動会と11月の女性部研修会」の計画書と予算書も含まれていた。平野区長はこの申請書等を審査したところ適正なものであったので、同年8月18日に交付の決定をし、同額の補助金を平野区地域振興会長に交付した。

それを受け、平野区地域振興会長は、連合振興町会長会議の承認を経て、22連合のそれぞれに対して、世帯数や町会数で算出して補助金の配分額を決定した。

当該連合へは、これによって463,870円が配分されることになり、平成18年8

月 30 日に、当該連合会長の口座へ入金された。

また、事業実績報告については、事業の完了後、平成 19 年 4 月 5 日に、平野区地域振興会長から 22 連合振興町会分の事業実績報告書と事業収支決算書をひとつに取りまとめ、これを添付し平野区長あてに補助金交付額と同額の、11,515,000 円の事業実績報告書が提出された。

この際に、当該連合からは、「コミュニティ広場桜植樹を 12 月に実施した」植樹業者発行の領収書が貼付された収支報告書等が提出された。

事業報告書、収支報告書、領収書の写しが提出されており、補助金事務担当者は、これらの提出書類について書面審査を行い、当初計画（運動会、女性部研修会）とは違う事業であったが、事業の内容が補助金の交付趣旨に添うもので、当該報告書等を真正なもの、適切なものと判断し、補助金等の確定行為を行った。

一方、領収書の表記については、三桁ごとに数字を区切るカンマの位置を見て、桁数を確認せずに 1,000,000 円と思い込んだものであり、実際は、最初のカンマの次にゼロが四桁並んでおり、1,0000,000 円となっていたことに全く気づかなかつたものである。この明らかな誤りを見過ごしたことについては、誠に申し訳ないこととお詫びする。

平成 19 年度も、前年度と同様、22 連合振興町会から提出された事業計画書と収支予算書をひとつにまとめ、これを添付して、総額 11,351,000 円の補助金申請書が作成され、平成 19 年 7 月 31 日に平野区地域振興会長から平野区長に提出された。

この 22 連合分の中に、当該連合の「3 月のふれあい桜花祭」の計画書と予算書が含まれていた。平野区長はこの申請書等を審査したところ適正なものであったので、同年 8 月 22 日に交付決定をし、同額の補助金を平野区地域振興会長に交付した。

それを受け、平野区地域振興会長は、前年度と同様に 22 連合に補助金の配分額を決定され、当該連合へは、581,580 円の配分となり、平成 19 年 9 月 10 日に当該連合会長口座へ入金された。

そして、この平成 19 年度の事業実績報告については、平成 20 年 3 月 31 日に、平野区地域振興会長から 22 連合振興町会分をひとつに取りまとめた事業実績報告書と事業収支決算書を添付して、平野区長あてに、補助金交付額と同額の 11,351,000 円の事業実績報告書が提出された。

この際に、当該連合からは、桜広場桜植樹の業者からの内訳明細のある請求書と領収書及び現地写真が添付された収支報告書等が提出された。この報告もまた、当初計画とは異なっていたが、変更後の内容もコミュニティづくり事業として補助金事業に該当し、補助金交付要綱で定められている事業報告書、収支報告書、領収書の写し、写真等が提出されており、補助金事務担当者は、これらの提出書類につい

て書面審査を行い、当初計画（ふれあい桜花祭）とは違う事業であったが、事業の内容が補助金の交付趣旨に添うもので、当該実績報告書を真正なもの、適切なものと判断し、補助金等の確定行為を行っていた。特に不審な点もなかったため、現地調査までは行わなかった。

以上のように、区の職員は、補助事業の精算や確定を行う場合には、事業実績報告書の内容を確認し、補助事業が適切に実施され、補助金の交付目的が達成されているかどうかを、書面審査している。書類における審査の結果、領収書の写し等必要書類が添付されていたため、その時点では、事業についての疑義や不明な実態に気づけなかったものである。

しかしながら、平成 18 年度については、平成 19 年 4 月 5 日に平野区地域振興会長から事業実績報告書が提出され、補助金申請額の総額については交付決定額と変更はなかったが、事業項目ごとの予算額と決算額に大幅な変動があった。今から思うと本来であれば事業の実施状況を的確に把握し、変更申請を出させるべきところであったが、気づかずに事務処理を行ったものである。平成 19 年度については項目ごとの予算額・決算額に大幅な変動がなかったため、変更承認申請書の提出を求める必要はないと判断した。

今回、改めて両年度の事業実態について、当該連合に確認調査したところ、平成 18 年度については 5 月の土壌改良工事、12 月の桜植樹関係工事の 2 回にわたる工事であったこと、また平成 19 年度は、年度内に事業は行っておらず、「ふれあい桜花祭」は平成 20 年度当初の 4 月に行ったもので、平成 19 年度中には実施事業はなかった、との申し立てであった。

しかしながら、平成 18 年度については、提出された領収書に記載された業者が実在していたのかどうか、現時点までの調査では確認がとれていないこと、また、この領収書には工事内容の明細もついておらず実際はどのような工事であったのか確認ができないこと、更には、平成 18 年度の当該連合の収支決算報告書には配分された補助金を収入に挙げているものの、補助金に該当する事業として支出がなされた形跡が確認できないという実態である。

これらのことをもって、平野区としては、現地確認及び関係者の申し立てにより、平成 18 年度には一定の桜の植樹に関する工事が実施されたことは事実であるとしても、その経費を当該連合会計から支出したとは認められないため、要綱第 10 条の「虚偽の事実」の記載に該当し、補助金を全額返還させるべきものであると判断した。

また、平成 19 年度については、事業自体がなかったものであり、これについても、第 10 条の規定により、補助金を全額返還させるべきものであると判断した。

平野区では、この方針を既に決定していて、当時の当該連合会長に対して、返還

すべきであると通知しており、現在返還の手続を進めているところである。

また、市民局の指示により、団体に対しても指導を行っている。

区役所における補助金交付事務について、一部手続上の不備があったことについては、区長として責任を痛感しており、今後このような事態が再発することのないよう、市民局の具体的な指示を受け、チェック体制を確立するよう努める。

最後に、コミュニティ広場の管理・運営についてであるが、広場の使用形態について、用地の所管局である都市整備局に照会したところ、「市営住宅の中の広場であり、喜連東コミュニティ広場運営委員会に対して、コミュニティ広場運営要綱を承認し、その要綱に沿って広場としている」との回答を得ている。また、広場の独占使用や利用料の徴収について、当区から運営委員会委員長でもある当時の連合振興町会長に問い合わせたところ、「広場については、無断駐車などのおそれがあるので、一般住民に開放していない。また、広場の利用時に利用料は徴収していない。」との回答を得ている。

3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、本市職員等が、要綱所定の変更手続を経っていない補助金精算を漫然と認めるなどした旨主張するものと解される。

この点、監査対象局（市民局、平野区役所）は、区地域振興会から提出された構成 22 連合振興町会分の事業実績報告書では、事業項目ごとの予算・決算額に大幅な変動がなかったため、変更承認申請書の提出を求める必要がないと判断した。当該連合分の収支報告では、実際の事業内容が「桜植樹」であり、当初予定の「ふれあい桜花祭」とは異なるものの、事業項目（コミュニティづくり事業）は同一であり、内容自体も補助金の交付趣旨に沿うものとして、補助金確定を行った旨説明する。

要綱第 7 条は、補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、変更承認申請書により市長の承認を受けることを補助金交付の条件としており、補助金交付決定通知書には、交付条件として「事業計画に変更のあったときは速やかに届け出ること」と明記されている。

確かに、本件の場合、この承認を受けておらず、「ふれあい桜花祭」から「桜植樹」への変更は、コミュニティづくり事業という事業項目こそ同一であるが、時期も内容も明らかに異なるものであり、軽微な変更とは言えないとの見方もできるところである。

しかしながら、請求人の主張は、当該連合による変更手続が必要であったとするものと解されるが、そもそも変更手続をなすべきは、構成 22 連合振興町会分を取りま

とめて本市へ補助金交付申請を行う区地域振興会であって、構成連合レベルの変更まですべからくつとつと手続が必要と解するのは合理的ではないとも言え、事業項目ごとの予算・決算額の大幅な変動がなかったとの判断は、増減率及び額等を総合的に勘案したうえでの流用整理としてみれば、概ね一定の合理性がないとまでは言えない。

また、請求人は、植樹工事の見積書に記載された「散水装置」も現認できない、18年度に引き続き、2年連続して植樹できるスペースがない、苗の育ち方などからも、2度にわたって植樹されたものとは考えられず、実績報告書に添付されている写真は、19年6月に植樹されたことの証明にならない。領収書発行業者は、記載住所から実在が確認できないなどとして、少なくとも19年度は植樹工事の実態がなく、「現場を確認したうえで補助金の実績報告書を認めた形跡もない」ことも問題としているが、この点、監査対象局は、事業実績報告書の内容を確認し、補助事業が適切にされ、補助金の交付目的が達成されているかどうかを書面審査したところ、特に不審な点もなかったため、現地確認までは行わなかった旨説明する。

本市職員等としては、本補助金の使用等が適正になされていないのではないかと合理的に疑われるべき具体的な事情があった場合には、目的等に従って正しく使用等されているか否かを疑って具体的な調査をすべき職務上の義務があるものの、その反面、必要書類等が整い、特段外見上疑問をはさむ余地がないにもかかわらず、すべからく現場確認等をすべきことは、財務会計上の行為をなすべき際の注意義務の要素として予定されていないと言うほかなく、本件の場合、現場確認等をすべき具体的な事情があったとまでは言えない。

そうすると、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）があったとは言えない。

なお、仮に、本市職員等による公金の支出（精算）が問題となるにしても、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬとされているところ、後記のとおり、監査の過程において、補助金受領者側の不正行為が判明し、既に補助金全額が返還されたことから、請求人の主張する損害の補填がなされ、もはや、いわば請求の利益がなくなったものと言うほかない。

4 結 論

以上の判断により、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）があったとしてなされた本件請求には理由がない。

(意見)

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、監査の過程において、当該連合から平成18、19年度ともに桜植樹に係る本補助金支出が一切なされていないとい

う事実が判明したことから、監査対象局は、不正行為と判断して当該連合分の補助金の返還請求を行い、補助金の全額が返還されるという事態に立ち至ったところである。

監査対象局においては、本件請求に先立つ別の住民監査請求の監査結果を受け、本補助金等の交付事務取扱いについて、地域団体への指導・助言も含めて点検・改善に取り組まれているところであるが、今回、不正行為が判明したことの重大性や、特に、本件請求の対象外とはいえ、平成 18 年度においては、桁誤りのある領収書を見過ごしたり、変更承認申請書の提出を指導すべきところ気づかず事務処理がなされたりするなどの例もあったことも踏まえ、問題とされた要綱所定の変更申請手続の必要性・あり方の検討も含め必要に応じて審査・チェック体制等を点検・見直すなど、同様事例が発生しないよう不断に本補助金の適正化に努めるべきである。